

第3回 砂川市立小中学校統合準備委員会 次第

日 時 令和3年8月5日（木） 18:00～

場 所 砂川市役所 2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 統合準備委員会会長

3. 報告事項

・アンケート調査の結果について

4. 協議事項

①学校生活に関する事項について

②スクールバスの運行について

※参考資料

5. その他

6. 閉 会

学校生活に関する事項について

令和5年度の中学校統合にあたり、これまでの統合委員会での議論や令和8年度に義務教育学校が開校すること、また、今回実施したアンケート調査の集計結果を踏まえ、「学校生活に関する事項」についての考え方を次のとおり提示します。

基本的事項

- ・令和5年4月 両中学校が統合
- ・令和8年3月31日をもって市内全ての小中学校が閉校
- ・令和8年4月に小中学校の統合により義務教育学校が開校
- ・義務教育学校になる際には、小学校でも中学校でもない学校種となるため、校名、校歌、校章、校旗、校則、校訓等を新たに設定する（予定）

【 校 名 】

現在の「砂川市立砂川中学校」とする

【アンケート調査の回答集計結果】

特に意見なし

【その他理由】

- ※ 中学校統合後、3年後には義務教育学校となり校名を新たに設定する予定であることから、中学校として新たな校名を設定した場合でも3年間のみとなる
- ※ 新たな校名を設定した場合、両校閉校となり学校の歴史を閉じることとなるが、新しい校名となる中学校の歴史も3年で終了する
- ※ 過去においても校名は、地名を基に命名されているものが多く、地名を使うことにより他市町村から見ても砂川の学校とわかりやすいこと

【 校 歌 】

現在の「砂川中学校」のものを使用する

【アンケート調査の回答集計結果】

特に意見なし

【その他理由】

- ※ 中学校統合後、3年後には義務教育学校となり校歌を新たに設定する予定であることから、中学校として新たな校歌を設定した場合でも3年間のみとなる
- ※ 新たな校歌を設定した場合、新しい校歌となる中学校の歴史も3年で終了する

【 校 章 】

現在の「砂川中学校」のものを使用する

【アンケート調査の回答集計結果】

特に意見なし

【その他理由】

※ 校名、校歌の理由の1点目、2点目と同じ

【 校 旗 】

現在の「砂川中学校」のものを使用する

【アンケート調査の回答集計結果】

特に意見なし

【その他理由】

※ 校名、校歌の理由の1点目、2点目と同じ

【 教育目標、目指す生徒像 】

現在の「砂川中学校」のものを使用する

【アンケート調査の回答集計結果】

特に意見なし

【その他理由】

※ 校名、校歌の理由の1点目、2点目と同じ

【 校 則 等 】

両中学校の学校間および生徒間で協議して決定する

【アンケート調査の回答集計結果】

校則の見直しを求める傾向があり整理が必要である

【その他理由】

- ※ 現状として生徒同士の話し合いにより決定されている部分もある
- ※ 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められていることから学校の関与は必要である
- ※ 校則の内容の見直しをする場合、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある

【制服・ジャージ・その他指定学用品】

基本は、「砂川中学校」のものを使用するが、現在の石山中1年生については、石山中学校の制服・ジャージ・その他指定用品の使用も可とする

【アンケート調査の回答集計結果】

制服等の買換えに対する懸念など、統合後もこれまで同様の制服等の使用を求める傾向もあり柔軟な対応が必要である

【その他理由】

- ※ 校名等については、現在の砂川中学校をベースとすることから、制服・ジャージ・その他指定学用品についても同様とする
- ※ 現在の1年生は、中学在学中の統合となり、制服等の買換えや愛着などを考慮した場合にこれまでの使用も可とする
- ※ 現在の小学6年生で石山中学校に入学する生徒は、砂川中学校の制服・ジャージ・その他指定学用品を指定する (R3年度 秋以降に案内)

学校生活に関する事項（義務教育学校の開校に向けた協議の目安）

【校名】
【校歌】
【校章】
【校旗】

決定に向けた協議（令和4～6年度）

【校則等】・・・

決定に向けた協議（令和5～7年度）

【制服】
【ジャージ】
【その他指定学用品】

決定に向けた協議（令和3～5年度）

- ※ 協議については、その必要性や対象（小学生を含むか）などのほか、決定時期についても協議することとする
- ※ 仮に義務教育学校7～9年生を制服対象学年とした場合、開校時（R8年度）に対象学年全員が新たな制服を揃えようとする、現在の小学4年生が中学入学時には、新たな制服を用意しなければならない（R5年度前半までに決定）

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小2	小3	小4	小5	小6	7年生
小3	小4	小5	小6	中1	8年生
小4	小5	小6	中1	中2	9年生

スクールバスの導入について

1 前回からの確認事項

項目	内容	確認
① 対象者	石山中学校の全生徒のみを対象	継続協議
② 停留所	閉校や廃校の校舎を活用。ただし、利用が困難な場合は近接地	継続協議
③ 運行回数	登校時は1便。下校時は2～3便 (1ルートごと)	継続協議
④ 休日運行	学校の全体行事等に限定し運行(学校休業日の運行はなし)	継続協議
⑤ 一般利用	児童生徒の専用車両として運行 一般の同乗(混乗型)はしない	確認
⑥ 利用料金	無料とする	確認
⑦ 他の支援策	通学に関わる支援策は、基本的にはスクールバスの運行とする	継続協議

2

スクールバスの導入に向けた継続検討課題

検討課題-① 中学校統合における乗車対象者の整理

- 空知太、北光など石山地区の全生徒を対象とする
- 通学距離による対象者とする ※第2回統合準備委員会意見

検討課題-② 運行経路及び停留所の整理

- 統合により遠距離通学となる生徒の居住地分布等により決定する
- 閉校や廃校の校舎を活用により決定し、利用が困難な場合は近接地を検討する

検討課題-③ 運行回数の整理

- 登校時は1便、下校時は2便から3便とすることを決定する

検討課題-④ 休日運行の整理

- 休日の部活動の利用等、学校休業日は原則運行しない

検討課題-⑤ 登下校時以外のバスの活用の整理

- 学校の全体行事等に限定し運行（学校休業日の運行はなし）

検討課題-⑥ 他の支援策の整理

- 通学に関わる支援策は、基本的にはスクールバスの運行とする

◎今後の検討スケジュール

①乗車対象者の整理	8月～9月	第3・4回委員会
②運行経路及び停留所の整理		
③運行回数の整理	10月～11月	第5・6回委員会
④休日運行の整理		
⑤登下校時以外のバスの活用について		
⑥他の支援策の整理		
その他	12月～	第7回委員会～



継続協議事項

検討課題-① 中学校統合における乗車対象者の整理

検討課題-② 運行経路及び停留所の整理

検討課題-①：中学校統合における乗車対象者について

中学校での基本とする乗車対象者は、「通学距離6kmを超える場合」、通学時間「概ね1時間を超える場合」としているが、必要に応じた基準の緩和措置を検討し、運行計画を定める

【検討案1】：空知太、北光小校区の全生徒を乗車対象者とする

- 中学校統合に伴い、通学環境の変化で遠距離通学となる生徒の通学支援とするため、通学距離を設定せず、石山地区の全生徒を対象とする。

【検討案2】：通学距離による対象者とする（第2回委員会意見）

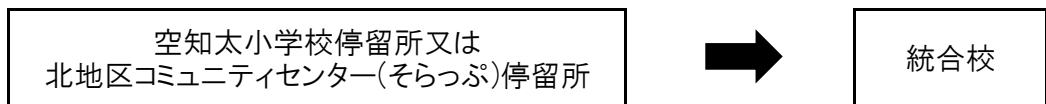
- 小学校統合時に、小学校全部の子どもたちを送る発想に繋がると思うので、今の段階からある程度距離みたいなものを一緒に併記して謳うべきじゃないか。

検討課題-②：運行経路及び停留所の整理について

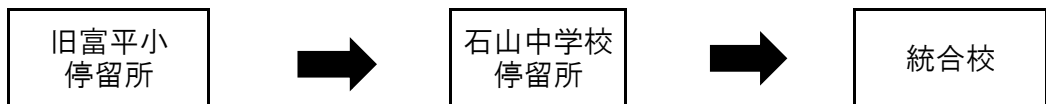
【検討案】：統合により遠距離通学となる生徒の居住地分布等により決定する
：閉校や廃校の校舎を活用により決定し、利用が困難な場合は近接地を検討する

- 下記経路案及び別紙図面による

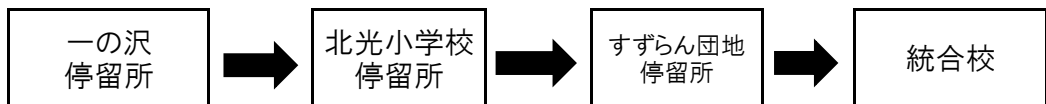
経路案①



経路案②



経路案③



参考：運行台数について

「検討課題-②」で決定した運行経路から、生徒数を算定し台数を決定

- 経路案①から生徒分布により算定 生徒数 39人 ➡ 大型バス1台
49席(補助11席を含まず)
- 経路案②から生徒分布により算定 生徒数 25人 ➡ 中型バス1台
29席(補助11席を含まず)
- 経路案③から生徒分布により算定 生徒数 26人 ➡ 中型バス1台
29席(補助11席を含まず)

砂川中学校と豊沼中学校の統合について（当時記録より抜粋）

【中学校の状況】（平成3年5月1日）

◎ 豊沼中学校

本市南地区の基幹産業である東洋高圧（現 三井化学）・北海道電力火力発電所・北洋火薬等の発展に伴い生徒数が激増、昭和34年4月に砂川中学校から分離開校現在に至る。

校舎は、昭和34～36年建設の鉄筋コンクリート造で、年数経過に伴う老朽化が進み改築が必要な状況にあり、生徒数は昭和37年の1,072人がピークであったが、企業の合理化により減少状態が続き、現在177人の在籍で経営をしており、校下地域の企業等の動向から、今後生徒数の増は見込めない状況である。

◎ 砂川中学校

昭和22年5月砂川中学校として開校現在に至る。

校舎は、昭和24年建設の木造建物で老朽化が著しく改築が必要な状況にあり、生徒数は昭和37年の1,643人がピークであったが、その後企業の合理化や少子化等により減少状態が続き、現在448人の在籍で経営をしており、これらの社会現象から、今後生徒数の増は見込めない状況である。

【協議等の経緯】（平成3年11月、12月）

◎ 統合協議会からの要望

- ① 新校名、校章、校旗、校歌を作成すること
- ② 学校経営、生徒会運営は、両校の伝統を考慮の上実施すること
- ③ 生徒の精神面に配慮し、統合について教師・生徒への事前の教宣活動を十分行い、トラブル防止に努めること
- ④ 教師の配置について十分考慮すること
- ⑤ 統合当初の教育計画は、無理のない内容を考慮すること
- ⑥ 生徒会の事前交流（学年別交流等）を実施すること
- ⑦ 通学路の安全確保を図ること
東2線道路の歩道造成、街路灯（南7号～東庄正面の国道）を設置願いたい
- ⑧ 統合に伴う父母の負担をできるだけ避けること（交通費補助等）
- ⑨ 路線バス（緑町経由）の増便を図ること

◎ 要望に対する回答

- ① 新校名については、要望の趣旨を十分に受け止めてまいりたい
校章・校旗・校歌は、今後両校の話し合いで決めていただく
- ② 学校経営については、両校の伝統を十分考慮し、校歌地域の状況PTAの意見等に配慮

しながら、基本的には両校の管理職が中心となって決定する。

生徒会運営については、両校の伝統を考慮しながら、両校生徒の話し合いにより運営する

- ③ 統合にあたっては、教師・生徒・父母に対する事前啓発を十分に行い、スムーズに移行できるよう配慮する。
- ④ 統合する生徒に配慮し、教育局に申入れする
- ⑤ 基本的には従前のものを参考に作成、作成にあたっては十分指導する
- ⑥ 事前に学習・スポーツ・生徒会活動などを計画し、意思の疎通を図る
- ⑦ 具体的に通学路の設定はされていないが、安全確保に努める
関係機関に要請し、実現に向け努力する
- ⑧ 統合に伴い遠距離通学となる生徒に通学費の補助を行う
期 間 統合時から5年間
対象距離 自宅から学校までの距離6 km以上、冬期間は3 km以上
方 法 路線バス
区 間 自宅近くのバス停留所から南5丁目停留所まで
支 払 3カ月定期で前払い
- ⑨ 中央バスに要請する

【合意事項】(平成4年4月、5月)

統合年月日

平成7年4月1日

校 名

砂川市立砂川中学校(新校名)

PTA代表と協議(平成4年5月15日)

教育委員会より、校名については整備計画どおり両校を閉校し、新規中学校名「砂川市立砂川中学校」とする素案を提案し、理解を深める。

《理 由》

- ① 過去においても当市の小中学校の校名は、いずれも地名を基に命名されていること。
- ② 地名を使うことにより、他市町村から見ても砂川の学校とわかりやすいこと。
- ③ 地名を使うことにより、学校の存在感が出ること。
- ④ 新規配置中学校は、規模及び生徒数からも砂川を代表する学校であること。
- ⑤ 第三者の意見でも、大半が砂川を望んでいること。

閉 校

砂川市立砂川中学校(平成7年3月31日)

砂川市立豊沼中学校(平成7年3月31日)

校章

専門業者にデザイン依頼

校歌

一般公募以外の方法で公募

・・・両校生徒より募集し、両校の教員で決定された

P T A規約等

両校のP T Aで協議し決定

・・・両校のP T Aで協議し決定された